

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年10月12日（平成30年（行情）諮問第453号）

答申日：平成31年2月19日（平成30年度（行情）答申第425号）

事件名：特定個人に係る特定番号の裁決書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月4日付け○管発第2126号により特定矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、開示請求に係る裁決書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

開示請求書に「請求者本人に係る」との記載はなく、開示請求に係る裁決書全体が法5条1号の個人に関する情報であるとはいえ、存否すらも答えず全部不開示とした原処分は不当である。

（2）意見書

法務省は開示請求人が自己情報を開示請求しているとして開示を求める裁決書を特定の個人を識別することができる情報としてその存否をも含め全て不開示としているが、誰が開示請求をしているかなどは関係がなく、むしろ本人が開示請求をしている方が問題ないといえ、本件不開示決定は法5条1号の解釈を誤ってなされた違法なもので、開示請求人の権利を侵害するものであるから取り消されなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件開示請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求し、平成30年6月4日付け○管発第2126号行政文書不開示決定通知書により、「請求者（開示請求者兼審査請求人を指す。以下同じ。）本人に係る「特定番号裁決書」（特定矯正管区）」（本件対象文書）について、法8条の規定により、開示請求に係る本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき情報が開示されるのと同様の結果が生じるものとして、法8条の規定による不開示決定

(原処分)を行ったものであり、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の法8条該当性について検討する。

2 本件対象文書の法8条該当性について

(1) 法8条の規定は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」としている。

また、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であることから、開示又は不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても、特定の個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。

(2) 本件開示請求は、「請求者本人に係る「特定番号裁決書」(特定矯正管区)」を請求するとして、開示請求者本人の自己情報を開示請求しているところ、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号に規定する、特定の個人を識別することができる情報(以下「当該情報」という。)が開示されるのと同様の結果が生じるものと認められる。

3 当該情報について

当該情報は、法5条1号に規定する特定の個人の識別性を有するものであることから、同号の不開示情報に該当することは明らかである。

当該情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められる。さらに、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、同号ただし書ハに該当するとすべき事情も存しないものと認められる。

したがって、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

4 以上のとおり、本件開示請求に対し、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により、不開示とすべき特定の個人に関する情報が開示されるのと同様の結果が生じるとして、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した決定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成31年1月11日 審議
- ⑤ 同年2月4日 審議
- ⑥ 同月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書であるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報が開示されるのと同様の結果が生じるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 審査請求人は、本件開示請求書（平成30年4月16日受付の開示請求書を指す。以下同じ。）に「請求者本人に係る」との記載はなく、開示請求に係る裁決書全体が法5条1号の個人に関する情報であるとはいえない旨主張する。

(2) この点、諮問書に添付された資料に、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところを併せて検討すると、原処分に至るまでの間に、処分庁が審査請求人に対して行った求補正の経緯等は、以下のとおりであると認められる。

ア 審査請求人は、本件開示請求書をもって、開示請求の対象を「特定番号裁決書（特定矯正管区）」とする開示請求を行った。

イ なお、本件開示請求書には、開示請求の対象として、上記ア以外の別の2文書も併せて記載されていたところ、これらにつき法3条に基づく開示請求と行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）に基づく開示請求の両方を行う旨明記されていて、3件分（900円）の収入印紙が貼付され、本人確認書類として審査請求人の運転免許証の写しも添付されていたのに、上記の別の2文書は明らかに同条に基づく開示請求の対象となる文書であったことから（なお、これらの文書については、別途開示決定等がなされている。）、行個法に基づく開示請求の対象となり得るのは上記アの請求に係る文書に記録された保有個人情報のみであった。

ウ 処分庁は、審査請求人に対し、平成30年4月24日付け「保有個人情報開示請求について（求補正）」（回答期限は同年5月18日）

をもって、本件開示請求書の記載内容を踏まえ、上記アの開示請求につき、行個法に基づく開示請求として取り扱い、開示請求者本人に係る保有個人情報の開示を請求するものとして受け付ける旨を通知するとともに、確認事項として、この開示請求に係る保有個人情報が、仮に刑事施設への収容を前提として作成・保有されるものとなる場合は、行個法18条2項の規定に基づき、開示をしない旨の決定がなされることが予想される旨を情報提供した上、この取扱いが審査請求人の意図と異なる場合には、回答期限までに連絡するよう求めた。

エ これに対し、審査請求人から処分庁宛てに、上記ウの求補正に対する回答の書面（平成30年5月10日受付）が送付されたが、同書面には、同求補正に関しては「行個法18条2項の規定に基づき開示しない旨の決定がなされるとのことなので、法3条により開示請求をする。」とだけ記載されていた。

オ 処分庁は、審査請求人に対し、平成30年5月14日付け「保有個人情報開示請求について（求補正（2回目）」（回答期限は同年6月1日）をもって、回答の趣旨が不明確な部分があるとして再度の補正を求めるとともに、上記エの回答書に法3条により開示請求をする旨の記載があったことから、法に基づく開示請求として別途受け付ける旨を通知した（開示請求者本人に係る保有個人情報の開示を求めるものとして受け付けられた請求に対しては、同年7月3日付け○管発第2700号により不開示決定がなされた。）。

カ これと併せて、処分庁は、審査請求人に対し、平成30年5月14日付け「行政文書開示請求について（求補正）」（回答期限は同年6月1日）をもって、法に基づく開示請求（本件開示請求）の内容を、「請求者本人に係る「特定番号裁決書（特定矯正管区）」」として受け付ける旨を通知するとともに、確認事項として、当該文書について、存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示するのと同じの結果を生じることになるため、法8条の規定が適用され、不開示決定がなされることが予想される旨を情報提供し、本件開示請求を取り下げる場合には、回答期限までに連絡するよう求めた。

キ これに対し、審査請求人から処分庁宛てに、上記カの求補正に対する回答の書面（平成30年5月31日受付）が送付されたが、同書面には、同求補正に関しては「これについては個人情報と行政文書開示請求の両方を請求するものとする。なお、裁決書自体は不開示情報に当たらないものと思量する。」とだけ記載されており、併せて、収入印紙300円が追加して納付された。

ク 処分庁は、本件開示請求に対し、平成30年6月4日付け「行政文書不開示決定通知書」により原処分を行った。

(3) 上記(2)で認定した求補正の経緯等を踏まえれば、処分庁が、本件開示請求の内容に関し、別紙に掲げる文書を開示請求の対象となる文書として特定したことは、決して不合理な措置であるとはいえないところ、審査請求人においては、処分庁が発出した求補正の書面により、本件開示請求の内容につき、「請求者本人に係る「特定番号裁決書(特定矯正管区)」」の開示を求めるものとする旨の通知を受けながら、その回答期限までに、通知を受けた本件開示請求の内容について異議を唱える具体的な主張はしていないのであるから、処分庁が、別紙に掲げる文書を本件対象文書としたことは、是認できるものといわざるを得ない。

(4) そこで、以下、存否応答拒否の適否について検討する。

ア 本件開示請求は、「請求者本人に係る「特定番号裁決書(特定矯正管区)」」(本件対象文書)の開示を請求するものであるから、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人が別紙に掲げる裁決を受けた事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることとなり、ひいては、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができる情報が開示されるのと同様の結果を生じさせるものと認められるところ、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、同号本文前段に該当するといえる。

イ 次に、法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

ウ したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報が開示されるのと同様の結果が生じるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

請求者本人に係る特定番号裁決書（特定矯正管区）